

DVの深い傷に寄り添い、自分らしさを回復できるサポートの広がりを

今号は、支え合う関係であるはずの家族、特に配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス、以下、「DV」）の問題について取り上げます。

DVの防止や被害者の保護については、平成十三年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定され、本県においても平成十四年に「配偶者暴力相談支援センター」が設置され、「かながわDV被害者支援プラン」策定（平成十八年策定）のもとさまざまな取り組みがされています。関係機関、民間団体などが幅広く協働・連携していくことが重要と言われている中、DV被害者支援に取り組む(N)ウイメンズハウス・花みずきのスタッフのお話から、社会全体でDVをどのように捉え、支えていくかを考えます。

表面化されない問題

DVという言葉は、配偶者や恋人など親密な関係にある、あるいは親密であった相手から暴力を振るわれる意味として使われています。被害を受けるのは女性が多く、

「男女間における暴力に関する調査」（平成二十年度内閣府）によると、配偶者（婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）から、「殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた」ことのある女性は、二四・九%で、約三人に一人が暴力を経験しています。しかし、「どこ（だれ）にも相

談しなかった」人は、五三%以上

り、被害の相談をしない理由について、「相談するほどのことではないと思った」（五〇%）「自分にも悪いところがあると思った」（三五・七%）となっています。

逃げることもできず深まる傷

暴力を受けているのであれば、逃げたい時に逃げることでできると考えられがちですが、DVは、その暴力の環境から離れることに難しさがあると話します。

「二人は親密かつ暴力的な強い関係で結ばれている。相手は、『お前が俺を怒らせるからだよ』『もう二度とやらない』と穏やかに話す面や、優しくなる時期がある（ハ

ネムーン期）。しかし、加害者は、

生活にかかるお金を渡さない、本人を罵倒するなど、次第に心身を傷付ける行為が多くなり、再び生命にかかわるような暴力に及んでしまう。こうした優しさと暴力の周期は徐々に短くなり、本人は、いつ始まるとも分らない暴力への不安と恐怖から、逃げる気力も失ってしまうのです」

しかし、そうした状況からなんとか抜け出し、友人・親戚など周囲を逃げ回っても安全ではなく、

やっと一時保護された時には、お金も明日の行き場もない、緊迫した状態であることも少なくないと言います。

いち早く支援することが大切ですが、自身が助けを必要としていることに気付きにくく、こうした状況を理解し、周囲が異変に気が付き行動していく必要があります。

家庭内に入る機会も多くあるケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員児童委員、保健師などの福祉・保健関係者、また、子どもの保育園や学校などでは、家族の変化に気付く可能性も高いため、DVの早期発見に向け重要な役割を果たすことが期待されています。

回復に向けて再出発できる環境を

DVを受けた本人は、自分の生命や子どもの生活を守ろうと、自分の感情をなくし、相手からの暴力で一方的にコントロールされたり、相手に支配される環境に適応した生活を送ってきたことで、気付かぬうちに心身ともに深い傷を負うと共に、自分を大切にする自

